

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2025 年 11 月 25 日
エレコム株式会社
日本アンテナ株式会社

2025年11月25日

株式交換に関する事後開示事項

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号

及び会社法施行規則第190条に定める書面)

大阪市中央区伏見町四丁目1番1号

エレコム株式会社

代表取締役 社長執行役員 石見 浩一

東京都荒川区西尾久七丁目49番8号

日本アンテナ株式会社

代表取締役社長 長代 輝彦

エレコム株式会社（以下「エレコム」といいます。）及び日本アンテナ株式会社（以下「日本アンテナ」といいます。）は、2025年8月21日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2025年11月25日を効力発生日として、エレコムを株式交換完全親会社、日本アンテナを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2025年11月25日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行った日本アンテナの株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過

日本アンテナは、会社法第785条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定により、2025年10月31日付で、日本アンテナの株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社であるエレコムの商号及び住所並びに買取口座を電子公告により公告いたしました。これに対して、会社法第785条第1項の規定に基づき、株主6名（株式数合計2,247,400株）より日本アンテナに対して株式の買取りが請求されました。

- (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過
該当事項はありません。
- (4) 会社法第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。
3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）
- (1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
本株式交換は、エレコムにとって会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易株式交換）に該当するため、該当事項はありません。
- (2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過
エレコムは、会社法第 797 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2025 年 10 月 27 日付で、エレコムの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である日本アンテナの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、本株式交換は、エレコムにとって会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易株式交換）に該当するため、エレコムに対して株式の買取請求を行うことのできる株主はありませんでした。
- (3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。
4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）
本株式交換によりエレコムに移転した日本アンテナの株式の数は、本株式交換によりエレコムが日本アンテナの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の日本アンテナの発行済株式の総数である 8,934,768 株です。なお、上記発行済株式総数は、後記 5. (4) 記載の自己株式の消却が行われた後のものです。
5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）
- (1) エレコムは、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したエレコムの株主はありませんでした。

- (2) 日本アンテナは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2025 年 10 月 24 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) 日本アンテナの普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において、2025 年 11 月 20 日付で上場廃止となりました。
- (4) 日本アンテナは、2025 年 11 月 13 日開催の取締役会の決議に基づき、基準時において保有していた自己株式 5,365,232 株の全て（本株式交換に際して行使された会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得した株式を含みます。）を、基準時をもって消却しました。
- (5) エレコムは、本株式交換に際して、基準時における日本アンテナの株主（但し、前記(4)に記載の日本アンテナの自己株式の消却後の株主をいいます。）に対して、その保有する日本アンテナの普通株式 1 株につきエレコムの普通株式 0.465 株の割合をもってエレコムの普通株式を割当交付いたしました。なお、エレコムが交付したエレコムの普通株式の合計は 4,154,667 株です。
- (6) エレコムは、公正取引委員会から、2025 年 3 月 25 日付で本株式交換に係る株式取得に関する計画について排除措置命令を行わない旨の通知を受けました。
- (7) 本株式交換により増加したエレコムの資本金及び準備金は以下のとおりです。
- | | |
|---------|-------|
| ① 資本金 | ： 0 円 |
| ② 資本準備金 | ： 0 円 |
| ③ 利益準備金 | ： 0 円 |

以上